

第42回 甲南大学総合研究所公開講演会

司法改革と裁判員裁判 —市民は市民を裁けるか—

2009年から市民が裁判官とともに重大な犯罪について、有罪無罪を判断し、量刑を決める新しい刑事裁判が始まる。「裁判員裁判」だ。今まで日本では、刑事裁判は、プロの法律家に任せていた。今改めて、市民が、市民を裁く責任を負う制度を導入する理由は何か、そして、うまく機能するかどうかを考えてみる。



講師 ^{わたなべ} **渡辺** ^{ぎしゅう} **顕修氏** (甲南大学法科大学院長・教授)

講師紹介

弁護士 (大阪弁護士会)
京都大学大学院法学研究科博士後期課程 法学博士
コーネル大学ロースクール修士課程 LL.M.

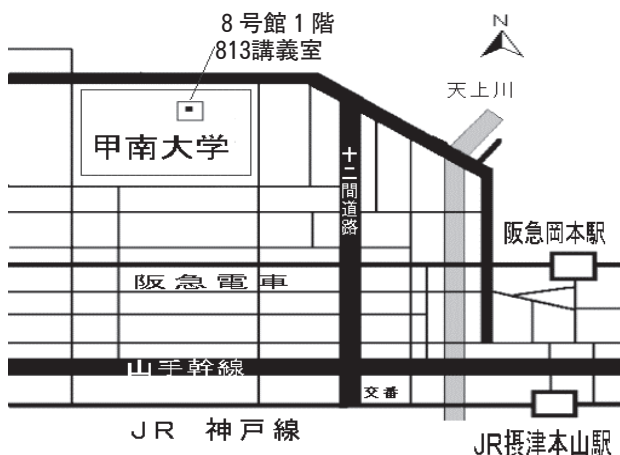
著書

『刑事裁判を考える』(現代人分社 2006年)
『被疑者取調べ可視化のために』(現代人分社 共編 2005年)
『刑事法を考える』(法律文化社 共著 2002年)

甲南大学総合研究所では、下記のとおり定例の春期公開講演会を開催致しますのでぜひご来場下さい。(参加申し込み不要・入場無料)

- ◆日時◆ 平成18年7月29日(土)
午後1時～午後2時30分まで
- ◆場所◆ 甲南大学8号館 1階 813講義室

■甲南大学案内図■



★会場までの交通手段★

阪急神戸線岡本駅、またはJR神戸線摂津本山駅より北西徒歩約10分。なお、駐車場設備はございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。

入場無料

主催 甲南大学総合研究所

〒658-8501 神戸市東灘区岡本8-9-1
電話 (078)435-2331 (ダイヤルイン)